

Q 年少者の賃金を親の口座に振り込んでいいか

A

労基法第 58 条の定めにより、未成年者は独立して賃金を請求することができ、親権者や後見人は未成年者の賃金を受けることはできません。

したがって、本人が了解しても親の口座に振り込むことはできないことになります。

本人の口座を開設してもらうか、現金払いとする必要があります。